

愛労発基 0128 第 1 号  
令和 4 年 1 月 28 日

公益社団法人愛知労働基準協会長 殿

愛知労働局長



石綿事前調査結果報告制度等の周知要請について

平素より労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
発がん性など高い有害性を有する石綿（アスベスト）については、今なお多くの建築物、工作物又は船舶に含有材料が残されており、解体又は改修工事の際に適切な措置を講じなければ、作業を行う方や周囲の方が石綿等の粉じんにはばく露するおそれがあるところです。

これらの措置を適切に行うためには作業開始前の石綿等の使用の有無の調査（事前調査）を適切に行うことが不可欠であるため、令和 2 年 7 月 1 日付け事前調査に関する規制強化等を図る改正石綿障害予防規則が公布され、令和 3 年 4 月 1 日等からの順次施行を経て、来る令和 4 年 4 月 1 日に事前調査結果の報告制度が施行されることとされています。

また、同報告の電子受付システム（石綿事前調査結果報告システム）が令和 4 年 1 月 18 日～2 月 18 日の間に試験的に公開されているところです。

さらに、今般令和 4 年 1 月に、同報告制度の対象に船舶を加えること等を内容とする石綿則の再改正が公布されました。

石綿により肺がん、中皮腫等に罹患し労災認定された方の数は、昨年度は 1,200 名を超えており、今後建築物等の老朽化等に伴い解体又は改修工事が増えると予想されていることから、貴協会におかれまして、会員企業その他、解体又改修工事の発注に関わる皆様方に対し、別紙リーフレットにより、改めて石綿対策の重要性も含め改正趣旨、内容等の周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。